

資料その1
平成29年度後期分（前期末申請者用）

（！）前期に申請した方はこの説明書ではありません。

- ◇対 象 飯田キャンパスの在学生（前期末申請者）
 ◇受付期間 配付開始日～平成29年9月14日（木）16：30〔厳守〕
 ※ただし、土・日・祝日を除く
 ◇時 間 9：30～12：00／13：00～16：30〔厳守〕
 ◇提出場所 医学部学務課学生支援担当（医学部管理棟1階）

全員が提出する書類

	提出書類	注意事項
1	授業料免除願書 B	・平成29年10月1日現在（見込）で、申請者本人が記入。 ・保護者(保証人)署名欄のみ保証人（父母等）の自署が必要。
2	平成29年度（平成28年分） 「収入（所得）額」と「市・県民税額」が明記された証明書 例：課税（所得）証明書等 書類の名称は市区町村により異なります。詳しくは市役所等を確認してください。	・収入等がない場合は0円と記載されているものを提出してください。当該金額が「*」「-」「空白」等の証明書は認められません。 ・就学者及び就学前児を除く家族全員分を提出（主婦、高齢者、無職者等も必要） ・独立生計の申請者は提出が必要 ・1人1枚発行のもの。一枚に世帯全員分記載のものは不可。 ・日本以外の証明書の場合、税金の記載は不要です。必ず日本語訳を添付してください。
	※上記がすべて明記された証明書が発行できない場合は、「課税または非課税証明書」と「所得証明書」を併せて提出してください。	
3	平成29年7月1日以降発行の 住民票（世帯全員のもの）	・申請者本人を含む家族全員分の住民票で、以下をすべて載せていないもの 本籍、続柄、住民票コード、マイナンバー ・二世帯以上の家族が同じ住所に住んでいる場合、その世帯分すべての住民票を提出。 ・住民票に「世帯全員の」と記載があること ・住民票（個人のもの）は不可。

！）証明書、住民票は発行後に塗りつぶす、ホッチキスを取る等しないでください。

以下、あなたの家族に該当する箇所の書類をすべて提出してください。

	該当事項	提出書類等（A4サイズに整えて提出）
4	給与収入以外の所得のある者	・平成28年分確定申告書（控）第一表・第二表の写し※または平成29年度市区町村・都道府県民税申告書（控）両面の写し ※分離課税分がある場合は、第三表及び付表等も提出

	該当事項		提出書類等（A4サイズに整えて提出）
5	給与収入のある者	平成28年1月1日以前に就職	・平成28年分の源泉徴収票の写し
		平成28年1月2日以降に就職	①平成28年分の源泉徴収票の写し ②給与支払（見込）証明書（様式2）または直近3ヵ月分給与明細書の写し（余白に賞与の有無と就職年月日を記入。） ※満3ヵ月分の給与明細がない場合は給与支払（見込）証明書を提出してください。
		平成28年1月1日以降に退職	①平成28年分源泉徴収票の写し ②退職証明書（様式3でも可） ③退職証明書に退職金の有無の記載がない場合、金額等それがかかる書類
		・上記に該当するものが複数ある場合はすべてを提出。 ・休職中、源泉徴収票が発行されない等の場合は早めに担当窓口までご相談ください。	
6	年金・恩給受給者 （遺族、障害者年金等を含む）		①平成28年分の年金源泉徴収票の写し ②最新の払込通知書または改定通知書の写し ※遺族年金、障害者年金等非課税の年金の場合、源泉徴収票の写しは不要です。 最新の振込通知書を提出してください。
7	失業給付金受給者 （受給予定を含む）		・雇用保険受給資格者証の裏表全ページの写し
8	生活保護費 児童扶養手当等受給者		・生活保護支給額通知書や各種手当証書の写し等
9	就学者 高等学校以上の	国立の学校	・在学・授業料免除状況証明書（様式7）
		公立、私立の学校	・在学証明書（各学校所定の様式）
		・夜間、定時制、通信制の場合、上記と申立書（様式5）を提出。	
	予備校、職業訓練校、 大学校等に在籍		・申立書（様式5） ※就学者に含まれません。就学者を除く家族欄に名前を記入。
10	母子・父子世帯		・母子・父子世帯申立書（様式4） ・母子父子世帯の詳細については資料その2を参照してください。
11	長期療養者がいる世帯 ！）確定申告で医療費控除をした者のみ対象		①平成28年分確定申告書（控）第一表・第二表の写し ②病名と療養期間（6ヵ月以上）が確認できる診断書
12	障がい者等がいる世帯		・障がい者手帳の写し
13	家計支持者が単身赴任で 別居している世帯		・別居先の家賃、光熱水費領収書の写しまたは支払証明書（1年分） ※提出された領収書分を控除
14	平成28年1月以降に 死亡した者がいる世帯		・死亡診断書の写しまたは除籍抄本の写し ※保険金関係書類の提出は不要です。

	該当事項	提出書類等（A4サイズに整えて提出）
15	申請者本人が 給付型 奨学金を受給している場合	・ 奨学金の受給金額、受給期間のわかるもの ※ 日本学生支援機構等貸与型は不要。
16	独立生計者及び留学生	① 生活費収支申告書（様式8） ② 独立生計者は、本人（配偶者）が被保険者の家族全員分の健康保険証の写し
17	熊本地震、東日本大震災で被災した世帯	・ 被災の程度が明記された罹災証明書（東日本大震災の場合：全壊・大規模半壊）、被災証明書（原発事故により避難）等 ※ 熊本地震、東日本大震災により被害を受け、証明する書類等を提出した方は、被災状況を考慮して審査をすることがあります。予算が未定のため、必ずしも考慮されるとは限りません。

※ 受付期間内に提出できない書類がある場合、不足書類一覧（様式1）に記入して提出してください。ただし、書類提出が遅れる正当な理由があるものに限りません。書類請求を忘れていた、手続きが遅れた等の理由は認められません。

注意事項

- ・ 申請内容の事実確認のため、本資料に例示されたもの以外に提出を求めることがあります。担当者の指示に従ってください。
- ・ 各種書類に「マイナンバー」は記載しないでください。
- ・ **様式1～8は「平成29年度版」を大学ホームページから入手してください。**
- ・ 添付書類にホッチキスをしないでください。（役所で予め留められていたものを除く）
- ・ 提出する書類はすべて**A4サイズ**に整えてください。
- ・ 書類は発行日が申請日（10月1日）から3か月以内のもの、または発行されている中で最新のものを提出

判定結果の通知と授業料の納入

- ・ 後期分判定結果の決定通知は、12月上旬（予定）に送付します。
- ・ 後期分判定結果が出るまで登録口座からの引き落としが一時停止され、授業料の納付が猶予されます。
- ・ 後期分判定結果が半額免除または不許可となった方の後期分授業料の引落日は、12月25日（月）です。授業料請求額が登録口座から一括で引き落とされます。

FAQ

Q：願書に記入する家族に、祖父母は含まれますか。

A：同居の場合（二世帯住宅等含む）含まれます。願書に記入してください。

Q：市役所等発行の所得証明書（課税証明書）に給与収入額が記載されています。源泉徴収票の提出は必要ですか。

A：源泉徴収票では、昨年の給与収入額と転職の有無、所得証明書（課税証明書）は所得の内訳を確認します。必ず両方の書類を提出してください。

Q：確定申告時に源泉徴収票を提出したため、源泉徴収票が手元にありません。内容に間違いありませんので、確定申告書を提出すればいいですか。

A：確定申告書では代用できません。源泉徴収票の再発行の手続きをしてください。

Q：書類の発効日が古いものでも提出できますか。

A：申請日（後期は10月1日）から3か月以内に発行されたものまたは発行されている中で最新のものを提出してください。

【！】本資料記載内容のほか、授業料免除申請の詳細については、「**資料その2 学費免除・徴収猶予申請について**」を確認してください。山形大学ホームページから各自ダウンロードしてください。

「個人情報の利用」について

提出いただいた書類の個人情報は、授業料免除申請及び免除決定事務にのみ使用し、第三者に開示・提供・預託することはありません。

山形大学医学部 学務課学生支援担当

土日祝日を除く平日の9：00～16：00

保護者からの電話問い合わせ等にはお答えできません。

詳しくは別添「免除申請に関する留意事項」をご覧ください。

免除申請に関する留意事項

入学料免除・徴収猶予及び授業料免除申請については、学生本人の申請に基づくものですが、申請内容等についてはご家族の協力なしには作成できません。ご家族の合意の上での申請をお願いします。また、審査等を円滑に進めるためにも、学生本人が申請内容を十分理解した上で申請してください。

願書は申請者
本人が提出

質問は
申請者本人のみ
保護者からの質問にはお答え
できません。

受付期間厳守

- ！) 前期分授業料を9月末までに納付していない場合、後期分の申請を取り下げます。
- ！) 後期分授業料を納付済みの方は申請できません。

◇願書は郵送、保護者または代理人による提出はできません。

※長期入院などによる場合は、事前にご連絡ください。

◇申請者本人以外の質問にはお答えできません。

願書には個人情報が多く含まれるため、申請に関する問合せは学生本人のみとします。また、申請内容を証明するために必要な根拠資料の提示や説明は、貴重な社会経験となります。保護者の方が直接話した方が早い場合もあるかとは思いますが、全て学生本人を経由させていただきますので、保護者からの電話問合せ等のご遠慮願います。

◇交通障害・身内の不幸等不測の事態であっても申請期限後の提出は認められません。余裕をもって提出してください。

◇記載事項が事実と相違していた場合、免除許可を取り消します。

故意または重大な過失等がある場合、「山形大学授業料、寄宿料免除及び授業料徴収猶予規程」に基づき遡って免除を取り消します。

◇特別な理由（入院等）がなく連絡が取れない場合は、審査の対象から除外します。

◇願書提出後、10月1日までに変更があった方は速やかに担当まで申出てください。変更があったにもかかわらず申出なかった場合、遡って免除許可を取り消します。

授業料免除提出書類の変更について

平成29年度後期分から「所得証明書」が「収入（所得）額と市・県民税額が明記された証明書」に変更となりました。

例：課税（所得）証明書等（※書類の名称は市区町村により異なります。）

※上記がすべて明記された証明書が発行できない場合は「課税または非課税証明書」と「所得証明書」を併せて提出してください。

従来	「所得証明書」
変更後	「収入（所得）額と市・県民税額が明記された証明書」 または 「課税または非課税証明書」と「所得証明書」

就学者及び就学前児を除く家族全員分の提出が必要です。

参考

市区町村により書類の様式（記載内容の場所）が異なります。

平成〇〇年度 課税（所得）証明書

住所	山形県山形市〇〇〇		
氏名	山形 太郎	生年月日	昭和〇年×月△日

平成〇〇年分 所得金額(円)	
合計	
所得の内訳	
給与所得	所得金額 1,150,000 (収入金額) 2,250,000
年金所得	所得金額 950,000 (収入金額) 822,100
農業所得	658,000
不動産所得	350,000

所得控除金額(円)	

市民税	所得割	16,600円
	均等割	3,500円
県民税	所得割	11,000円
	均等割	2,700円

平成〇〇年△月〇〇日 山形市長 〇〇

市・県民税の金額が記載
(非課税の場合は「0円」と記載)
「*」、「-」、「空白」のものは不可

収入（所得）金額が記載。
収入（所得）がない場合は0円と記載。